公益社団法人長門市シルバー人材センター

会　員　就　業　規　約

第１章　総　　則

（目　　的）

第１条　この規約は、公益社団法人長門市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものとする。

（センターにおける就業）

第２条　センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互扶助・共働の実をあげようとするものである。

２　就業にあたっては、会員相互の人権が尊重され、差別扱いを受けないものとする。

第２章　就　　業

（仕事の受注）

第３条　センターにおける仕事の受注は、センターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならないものとする。

（仕事の配分手順等）

第４条　センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

２　会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終

了又は就業報告書締切期日後速やかにセンターに提出するものとする。

（健康と能力に応じた就業と安全衛生）

第５条　センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

（就業上の留意事項）

第６条　会員は、就業にあたり相互に次の点に留意するものとする。

(1) センターから提供された仕事については誠実に履行するよう努めること。

(2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届けること。

(3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。

(4) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

第３章　共同作業

（共同作業の留意事項）

第７条　会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え、次の点に留意するものとする。

(1) 就業会員は、そのなかからリーダー（世話人・班長）を互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息時間、会員相互の連携及び発注者との打合わせなどにつき、センターに協力すること。

(2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。

(3) 就業会員は、常に明るいふん囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって協力すること。

(4) 就業会員が就業中、けがをし、又は身体や健康状態が異常となる等、もしくは、第９条に相当する事故が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡を行う等の応急の措置をとるようにすること。

第４章　福祉厚生

（福祉厚生）

第８条　センターは、会員の健康と福祉の増進を図るため、福祉厚生業務を行うよう努めるものとする。

第５章　傷害保険

（傷害保険）

第９条　会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

２　傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容をセンターに届けて指示に従うものとする。

第６章　損害保険

（損害保険）

第 10 条　会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

ただし、会員の自己負担額は１，０００円とする。

２　第 1 項の他、会員が就業中、センターが所有またはリース等により管理する自動車を使用して発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、センターの加入する「自動車保険」約款の定めるところにより、原則賠償を担保されるものとする。ただし、会員の自己負担額は１，００

０円とし、そのほかセンターが損害に対する賠償金を実費負担した場合には、会員の事故負担額は１，０００円とする。

３　会員の故意又は重大な過失によるもの、又は会員個人の自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第７章　雑　　則

（規約の改廃）

第 11 条　この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附　　則

１　この規約は、平成４年４月１日から施行する。ただし、第 10 条及び第 11 条の適用については、保険の加入手続きが完了した日からとする。

２　この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附　　則（平成１４年１月３１日改正）

この規約は、平成１４年４月１日から施行する。

附　　則（平成１７年８月２５日改正）

この規約は、平成１７年８月２５日から施行する。

附　　則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附　　則（平成２８年３月２４日改正）

この規約は、平成２８年４月１日から施行する。